



山形県公報

平成24年4月1日(日)

号外(13)

目次

企業局関係

規程

- 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程…………… 同

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第5号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県企業管理者 小松喜巳男

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中「水道管理担当」を「水道管理担当、工業用水道管理担当、再生可能エネルギー活用推進担当」に改める。

第8条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 再生可能エネルギー源を活用した発電に関する事。

第8条中第9号を第8号とする。

第19条第2項中「、主任主査」を削る。

第20条の表中	業務名を冠する主査	担当事務について所長又は課長を補佐し、及び担当事務を処理する。	を
	主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。	

業務名を冠する主査	担当事務について所長又は課長を補佐し、及び担当事務を処理する。	に改める。
-----------	---------------------------------	-------

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第6号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

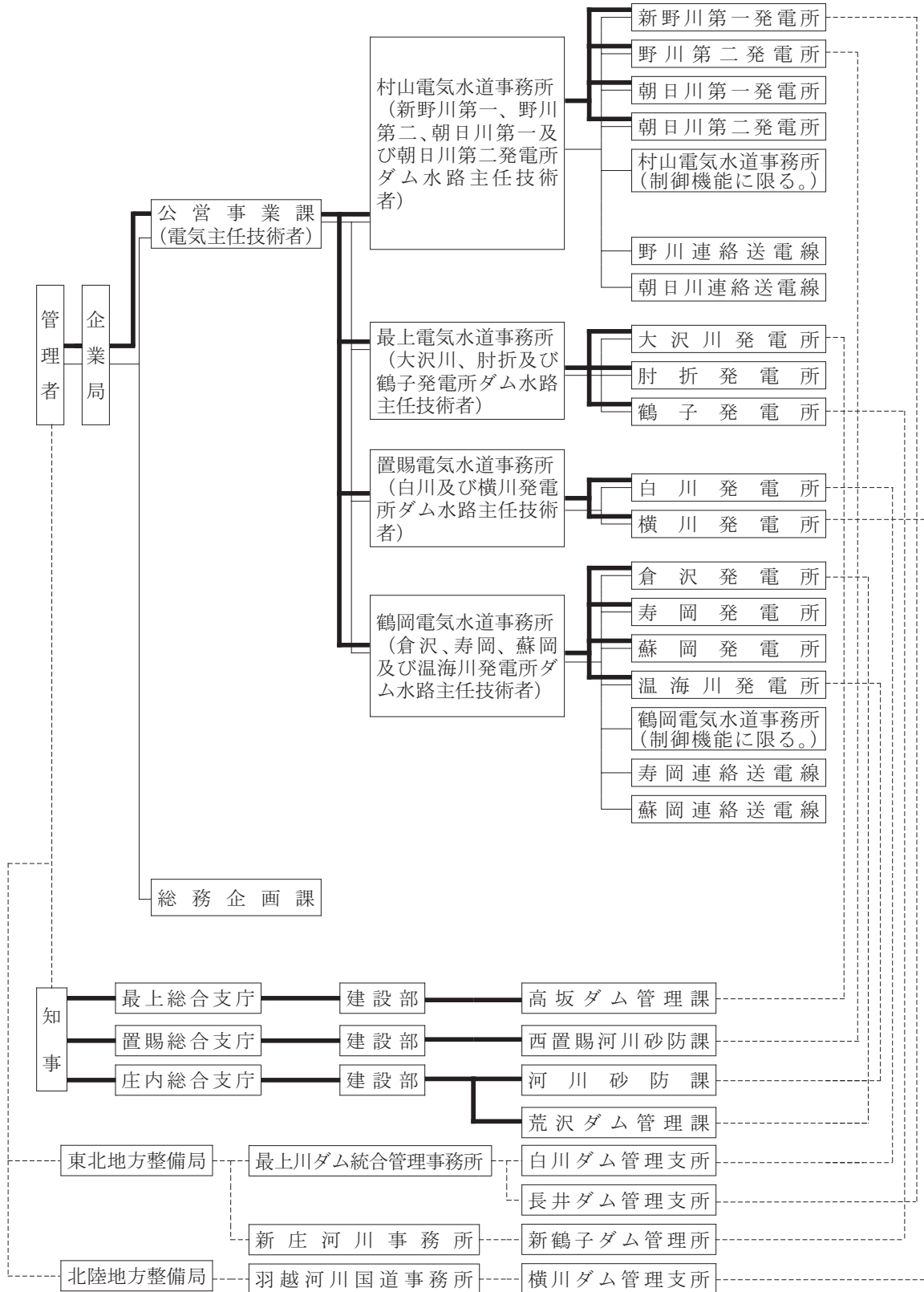
山形県企業管理者 小松喜巳男

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程(昭和40年9月県企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。
別表第1

保安に関する組織



注 1 ——— は、保安業務（電気）の系統を示す。
 2 ——— は、保安業務（ダム水路）の系統を示す。
 3 - - - - - は、河川管理者との関連を示す。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成24年4月1日印刷
平成24年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056